

平成30年度

徳島県重点農業施策に関する政策提案

平成29年9月29日

(一社) 徳島県農業会議

## 平成30年度徳島県重点農業施策に関する政策提案

本県の農業・農村は、農業者の高齢化、農家戸数の減少、耕作放棄地の増加が進む中、本年7月の日EU経済連携協定（EPA）の大枠合意やTPP11等、農産物の貿易の自由化の動きが進展し、農業の先行きに不安を与えております。

こうした中、政府は、農業者の所得向上に向けて、生産資材の引き下げや農産物の流通・加工構造の改革、人材力の強化、収入保険制度の導入、戦略的輸出体制の整備等を柱とする「農業競争力強化プログラム」を決定し、成長産業としての「攻めの農業」への転換に向けた取り組みが強化されております。

また、県におかれましては、10年後、さらにはその先を見据え、持続可能で競争力のある農林水産業の実現を目指し、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の第3期計画を策定し、社会・経済状況の変化に的確に対応し、所得向上を図るとともに、次代を担う人材の育成に取り組まれておられます。

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、本県農業・農村は、県民はもとより、大消費地の方々に対して新鮮で安全・安心な農畜産物を安定的に供給するとともに、県土を保全し県民に安らぎの場を提供しており、今後とも「徳島ならではの」農業を実現するためには、農業者自らの努力はもとより本県農業の持続的発展を支える県行政の更なる支援が不可欠であります。

このため、本会議では、平成30年度において徳島県の農業施策がさらに積極的に展開されますよう、農業委員会組織として本県の主要施策について組織的な検討を加えましたので、農業委員会等に関する法律第53条第1項の規定に基づき、ここに意見を提出いたします。

# 目 次

I	人を『育む』－次代を担う人材への投資－	1
1	新規就農者のキャリアアップ支援	1
2	新規参入者定着に向けたパッケージ支援体制の確立	1
3	農業経営の第三者継承の推進	1
4	農業の担い手への総合的支援	2
5	集落営農や農業法人の育成支援	2
6	女性農業経営者への支援等	2
II	生産を『増やす』－市場ニーズや地域特性に応じた生産振興－	2
1	水田農業の振興	2
2	安全・安心な食料の安定供給	3
3	食育・地産地消の推進	3
III	マーケットを『拓く』－需要拡大に向けた販売力強化－	3
1	挑戦するとくしまブランドの展開	3
2	6次産業化の促進	4
3	海外展開の促進	4
IV	生産を『支える』－強靱な生産基盤の整備－	4
1	「とくしまブランド」を支える生産基盤の整備	4
2	農地中間管理機構活用による担い手への農地集積の加速化	4
3	農地の国土調査(地籍調査)の早期完了	5
V	地域を『守る』－活力と魅力にあふれた農山漁村の創出－	5
1	鳥獣被害の防止対策の推進	5
2	中山間地域の農地利用の促進	5
3	多面的機能支払の拡充について	6
VI	農業委員会の体制整備	6
1	農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化	6
2	農業委員会の事務局体制の整備・強化	6

## I 人を『育む』一次代を担う人材への投資一

### 1 新規就農者のキャリアアップ支援

農村現場では、担い手の不足が深刻な問題となっており、農地を守り、地域農業を維持・発展させていくためには、担い手の育成・確保が喫緊の課題である。

このため、本県で新たに農業を始める方が円滑に就農できるよう就農実務研修等を実施する「とくしま就農スタート研修事業」に取り組み、一昨年度の事業創設以来3カ年で160名近くの新規就農研修に結びつくなど、効果が上がっている。

また、農業分野から地方創生を牽引する人材を育成するためにも、地域の特産物を活用した生産から、加工・販売までを一体的に実施し、新たな産業や需要を創出する6次産業の取り組みを加速させる必要がある。

そこで、雇用就農、独立就農へとキャリアアップできるよう「とくしま就農スタート研修事業」を継続するとともに、農業大学校の更なる機能強化を図り、専門高校、徳島大学と連携した6次産業化人材育成システムの形成など、新規就農者等が夢と希望を持って取り組み、農村地域に定着する次代を担う人材として育成できるよう支援を強化されたい。

### 2 新規参入者定着に向けたパッケージ支援体制の確立

新規参入者（親元・雇用就農者以外の新規就農者）が地域に溶け込み、安定した農業経営を営めるようにするためには、「農地の確保」、「資金の確保」、「住居の確保」、「栽培技術の習得」等総合的に支援できる体制の整備が必要である。

このため、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員による世話役活動、指導農業士やJAの生産部会等による技術指導体制、生産技術の向上に向けたトレーニング圃場の設置、新規就農者のネットワークづくり等、をパッケージ化し、県、市町村、農業委員会、JA、指導農業士等、各地域の関係者が一体となる体制づくりを支援されたい。

### 3 農業経営の第三者継承の推進

農業従事者の高齢化が進む中、今後は後継者不在により、経営継続が困難となる経営体の増加が見込まれる。

そこで、後継者不在の農家の経営資源について、家族以外の第三者への継承（第三者継承）を推進するため、

- ① 農業経営の意向調査を実施し、第三者への経営移譲希望者や経営継承希望

者の掘り起こし

- ② 全国農地ナビ等を活用した一元的な農地情報の管理と提供
  - ③ 経営移譲希望者と経営継承希望者とのマッチング
- 等を行い、第三者への円滑な経営継承を支援されたい。

#### **4 農業の担い手への総合的支援**

農業を生涯の職業として選択しうる産業としていくためには、基本となる生産者所得の確保が重要となる。

このため、競争力のある農産物の生産に向けた、生産技術の指導体制の強化、新品種・新技術の研究開発、販路の拡大等、担い手の経営安定化に向けたより一層の支援を図られたい。

#### **5 集落営農や農業法人の育成支援**

農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、農業の環境が厳しくなる中、集落営農は地域農業を維持、発展させる「担い手」として重要である。また、農業法人は、農地を持たない新規就農者の受け皿や地域における就業の場となっている。

そこで、農地が将来にわたり有効かつ適切に利用されるため、集落営農や農業法人などの多様な担い手の育成や経営安定に向けた支援を継続して実施されたい。

#### **6 女性農業経営者への支援等**

女性農業者の能力を最大限発揮できるよう、家族経営協定の締結の推進や女性経営者の資質向上に向けた支援を行うとともに、6次産業化や地域活性化などに取り組む女性農業者の活躍できる場が広がるよう支援されたい。

あわせて、女性農業委員等地域のリーダーとなる女性農業者のネットワーク活動を支援されたい。

### **II 生産を『増やす』－市場ニーズや地域特性に応じた生産振興－**

#### **1 水田農業の振興**

平成30年産米の生産調整の見直しにあたっては、飼料用米を中心とした新規需要米を転作作物の主力作物に位置づけ、需要に応じた生産が継続するよう「水田活用の直接支払交付金」について、恒久的に十分な予算を確保するよう国に働きかけられたい。

また、現在の「米の直接支払交付金」の財源相当額は農業者の十分な所得確保につながる予算として措置することをはじめ、需要に応じた水田農業に取り組む農業者の経営の安定・継続が図られるよう国に働きかけられたい。

さらに、本県水田農業が将来にわたり持続可能となるよう、地域の特色を活かした売れる米づくりの推進や県産米の需要拡大、地域の水田農業の支えとなる担い手の規模拡大支援に取り組まれたい。

## 2 安全・安心な食料の安定供給

本県農産物の東京オリンピック・パラリンピックへの供給に向け、農林水産省GAPガイドラインに準拠し、食料調達基準を満たす「とくしま安<sup>2</sup>GAP農産物」の認証取得をより一層推進するとともに、その審査機関であり、本会議に事務局を置くNPO法人徳島県有機農産物認証協会の運営体制の強化と支援を継続して実施されたい。

また、大会後を見据え、ガイドラインを国際基準に引き上げるなどの国の動きに遅れることなく、的確に対応されたい。

## 3 食育・地産地消の推進

農産物の地産地消を一層推進するため、直売所、学校給食や地方市場等、地域の農水産物の消費拡大につなげる生産者団体等の取り組みに対する支援制度の更なる充実を図るとともに、学校等が行う地域の農業や農産物、伝統的な食文化についての学習など食育への支援を強化されたい。

# Ⅲ マーケットを『拓く』－需要拡大に向けた販売力強化－

## 1 挑戦するとくしまブランドの展開

(1) 日EU経済連携協定（EPA）の大枠合意やTPP 11等のグローバル化の進展に伴う安価な海外産農産物の輸入量増大や国内の産地間競争に打ち勝つためには、県産農産物のブランド力の一層の向上が必要である。

このため、本県の安全・安心で高品質な「とくしまブランド」農産物の供給体制の強化を図られたい。

また、首都圏をはじめとした新たな販路開拓やさらなる市場拡大に向け、「とくしまブランド推進機構」を核とした、生産から流通・販売に至る活動を強化されたい。

(2) 地球温暖化に対応した農産物、加工に適した香酸カンキツ、ブランド力強化を図るためのイチゴ、レンコンなどの新品種育成に積極的に取り組まれ

たい。

## 2 6次産業化の促進

アグリサイエンスゾーンを核として、農林水産総合技術支援センターと、大学、民間企業等との連携強化により、6次産業化を加速化させるとともに、研修の充実により、農業者自らが付加価値の高い加工品の試作から商品開発までを実施する6次産業化人材の育成や研究開発等を一層進められたい。

また、6次産業化を促進するため、ソフト・ハードの両面による支援の更なる充実をお願いしたい。

## 3 海外展開の促進

欧州等に向けて柑橘類など県産農産物の更なる輸出拡大を図るため、相手国の検疫条件等をクリアできる「輸出型産地づくり」や、グローバル人材の育成に継続して取り組まれたい。

# IV 生産を『支える』－強靱な生産基盤の整備－

## 1 「とくしまブランド」を支える生産基盤の整備

(1) 安全・安心で多品種・高品質な「とくしまブランド」農産物の安定した生産を図るため、農業農村整備関係予算を十分確保し、農業の競争力強化及び県土強靱化の礎となる生産基盤の整備を、より一層推進されたい。

(2) 本県のブランド品目である「なると金時」、「だいこん」、「渭東ねぎ」、「鳴門らっきょ」の産地維持、発展に欠かすことができない「手入れ砂」として、「川砂」の安定的な確保が図られるよう取り組まれたい。

## 2 農地中間管理機構活用による担い手への農地集積の加速化

(1) 来年8月までに、改正農業委員会法に基づき、県内すべての農業委員会が新体制に移行し、新たな制度の下、農業委員や農地利用最適化推進委員が設置される。

担い手への農地の利用集積を加速するためには、農業委員や農地利用最適化推進委員と農地中間管理機構との連携が必要不可欠であることから、農業委員会改革が最大限の効果を発揮するよう、活動を強化するための支援措置を講じられたい。

(2) 農地中間管理事業を活用した農地の借り受け、貸し付けについては、法律上の手続きに相当の期間（約3ヶ月）を要することが事業活用の妨げとなっている。

このため、法律の手続きの煩雑化を解消し、農地転貸の事務の効率化・簡素化に向けて、利用権設定等促進事業と同程度の1ヶ月程度の期間で転貸手続きが完了できるよう国に働きかけられたい。

(3) 本年の土地改良法の改正により、農業者の自己負担や事業同意を求めない基盤整備の制度が創設されたが、この制度の活用により農地集積をより一層推進するためには、簡素な事務手続きが不可欠である。

このため、制度創設に伴い、中間管理事業の事務手続きに煩雑さを招くことの無いよう、国に働きかけられたい。

### **3 農地の国土調査(地籍調査)の早期完了**

平成26年の農地法改正により農地台帳が法定化され、平成27年4月1日から「全国農地ナビ」により農地台帳の一部情報とともに、農地地図のインターネット等による一般公開が始まったが、関係機関が有する地図や公図においてさらなる精度向上が課題となっている。

このため、一般公開が開始された農地地図情報の整備強化のためには、国土調査(地籍調査)を早期に完了させることが必要であり、その実現に向けた予算措置を国に働きかけられたい。

## **V 地域を『守る』－活力と魅力にあふれた農山漁村の創出－**

### **1 鳥獣被害の防止対策の推進**

イノシシ・サル・シカ等による農作物等の鳥獣被害は深刻さを増し、中山間地域では営農の継続が困難な農地も散見される。また、市街地まで出没し、農作物だけでなく生活環境にまで影響が生じている。

このため、鳥獣被害対策として、地域が主体となった多様な取組みを支援する施策を長期的に講じるとともに、侵入防止柵など被害防止施設の整備をはじめ、地域の環境整備やジビエとしての活用を進めるための施設整備などに必要な予算を確保し、県民が鳥獣被害の減少を実感でき、安心して暮らせるよう、総合的な野生鳥獣対策に取り組まれたい。

### **2 中山間地域の農地利用の促進**



中山間地域では、過疎化・高齢化の進行により、担い手が減少しており、地域によっては、農業をはじめとする生産活動の停滞はもとより、集落維持活動に支障をきたすなど、活力が低下している。

このため、中山間地域において、地域に根ざした集落営農や法人経営体等が農地集積を進め、規模拡大を行う場合の支援措置を講じられたい。

また、中山間地域の農業を支える生産基盤や定住等を促進するための生活環境基盤の整備を図られたい。

### **3 多面的機能支払の拡充について**

多面的機能支払交付金制度は、農業・農村の多面的機能を維持保全するため、水路・農道等の管理を地域で支えることを後押しする制度であるが、農村地域の高齢化・人口減少等により、地域の共同活動等が困難な地域も発生している。

今後、農業人口の減少・高齢化が進行するとともに担い手への農地集積が進むことが予想されるため、「多面的機能支払活動者」を認定する制度を創設し、担い手が単独でも制度を活用できるような仕組みづくりを国に働きかけられたい。

## **VI 農業委員会の体制整備**

### **1 農地利用の最適化に向けた取り組み支援の強化**

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法に基づき、来年度は全ての農業委員会が新体制に移行し、農業委員会が担う法令業務及び果たすべき役割が増大していることから、農地利用最適化の推進に必要な予算を十分に確保するとともに、現場でより活動がし易い運用改善を図るよう国に働きかけられたい。

また、本会議が関与する「農地転用許可」等の法令業務や農業委員会ネットワーク業務に係る国費補助と県の支援措置を継続して講じられたい。

### **2 農業委員会の事務局体制の整備・強化**

市町村の行政機関である農業委員会の事務局体制を整備・強化するため、市町村等の積極的な対応による専任職員の十分な配置や資質向上等の対策を強化するとともに、そのための予算を確保するよう、国並びに市町村に働きかけられたい。